

公文書館設置根拠の課題整理について

／＼	条例設置	規則設置	要綱設置
制定形式	〇〇県公文書館設置条例	〇〇県行政組織規則	〇〇県公文書館設置要綱
設置形態	公の施設 (住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。地方自治法 244 条)	県の組織	場所の名称
機能	保存、閲覧、調査研究 (公文書館法 4 条 1 項)	公文書館法に準じて、行政組織規則において、公文書館の所掌事務を規定している。	公文書館法に準じて、設置要綱において、公文書館の設置目的を規定している。
職員	館長、専門職員、その他の職員 (公文書館法 4 条 2 項)	公文書館法に準じて、行政組織規則において、職の設置を規定している。	歴史的文書を所管する部署の職員が、業務を行っている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁舎の一部に公文書館が入居している例はある。しかし、県政史料室は、県庁舎内で行政機関との一体の管理の下にあること、文書庫が公文書センター内にあることなどから、公の施設として条例で規律することは困難。 ・ 県庁舎内にある施設を土日や祝休日に開館することは、入退出管理、空調など課題が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民情報室内に県政史料室があり、現用文書と非現用文書の一体的な運営ができている。別の組織として、県民情報室から県政史料室が独立した場合、一体的な運営に影響がないように留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公文書館法で規定されている、保存、閲覧、調査研究の三つの機能について、県民に提供することを法的には保障していない。 ・ 公文書機能の役割を充分担えるよう、保存や調査研究機能についても、充実させていく必要がある。

有識者懇話会委員からの質問事項

1 県立図書館での寄贈・寄託の受入れについて

県立図書館での寄贈については、個別に受入れの判断をしている。

以前に県民情報室から移管された膳所藩資料等は、現在、貴重書庫で保管しており、閲覧の申請があれば書庫から取り出して閲覧に供している。

2 熊本県での特別な管理を行う施設の指定について

条例施行規則第2条の施設として、現在は、指定されている施設はない。

このため、条例第2条第3項第3号で明記されている熊本県立図書館、熊本県立美術館のみが、特別な管理を行う施設となっている。

3 ハロン消火剤の使用について

平成26年11月13日付けの消防庁からの通知において、クリティカルユース（必要不可欠な分野）については、引き続きハロン消火剤を十分な管理のもとに使用していくことが必要であるとされている。

また、クリティカルユースの当否の判断は、新たにハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器を設置する場合に行うものとし、既設のハロゲン化物消火設備・機器は対象としないとされている。

なお、滋賀県庁においても、新設箇所では、代替フロン（HFC-23）を使用している。



(県庁新館 空調機械室)

4 近畿府県の公文書館の利用制限基準について

5府県について調査した結果、門地については、2団体が80年以上、1団体が100年以上、1団体が無期限で閲覧制限を行っている。（残り1団体は規定なし。）